

職場チェックリスト

産業医 氏名

巡視日 平成 年 月 日

同行者

このチェックリストは病院で働く人の安全と衛生（健康）を守るために行う産業医の職場巡視の際に使用することを目的としています。

次の注意点を守ってください。

- ・ 産業医自身が記入してください。
- ・ 基本的に良好の場合は○不良の場合はXを記入するようになっています。
- ・ 「当該作業がない」「機器がない」「今回の巡視ではチェックしなかった」等の場合は空欄のままにしてください。

外来診療部門

全体の環境

- () 診察・処置を行うのに必要な気積は十分に保たれている。
- () 全体のレイアウトがよく、むだな動きが少ない。
- () ストレッチャーの搬送に十分な通路の広さがある。
- () 通路に障害物はなく歩きやすい。
- () 他人の通行で作業が妨げられることはない。
- () 移動中に突起物などにぶつかる危険は少ない。
- () 床面に、つまずきの原因となる凹凸はない。
- () 床がすべりにくく安定している。

付帯設備等

- () 従業員専用のトイレが設けられている。
- () 更衣室、ロッカーがある。
- () 休憩室がある。
- () 夜勤者用の仮眠設備がある。

作業場の環境

- () 室温の調節は可能である。
- () 室内の場所によって室温が高すぎたり、低すぎたりすることはない。
- () 部屋には規定の大きさ以上の窓がある。
- () 換気は十分行われている。
- () 室内の湿度は適当である。
- () いずれの作業状況下でも証明が不足したり、照明によって不適当な影を生じることはない。
- () 自然採光が可能である。
- () 自然採光が作業の妨げになっていない。
- () 騒音はできる限り避けられている。
- () 機器の振動を直接身体に受けることはない。
- () 部屋の中で異臭を感じることはない。

作業の管理

- () 定常な作業動作はできるだけ作業姿勢を崩さずに行うことができる。
- () 作業が実際に行われる面の高さは、姿勢と適合しており作業しやすい。
- () 細かい調整を要する作業面の位置は視距離から見て適当である。
- () 作業姿勢は固定することなく、適宜変化させることが可能である。

- () 重量物の取扱いについて作業標準がある。
- () 1人で取り扱う重量物は最大で体重の40%以内（女性は男性の60%）である。
- () 重量物の取扱い時の姿勢はよい。
- () 座位作業の場合、椅子の高さは調節できる。
- () 座位作業の場合、机の高さは調節できる。
- () コンピュータ作業の場合、表示部、キーボード、文書などの配置は適当である。
- () コンピュータ作業の場合、1人あたりの空間が十分確保されている。
- () 必要な場合、足のせ台、書見台がある。
- () 受診者に応対するためのカウンターの高さは適当である。
- () カウンターの幅及び奥行きは適当である。

感染事故防止対策

- () 手指消毒設備がある。
- () 紙タオル（乾燥機）が取り付けられている。
- () 使い捨て手袋が使用できる。
- () 危険物や汚物の収容容器が設置されている。
- () 感染物の廃棄システムがある。
- () 針刺しなどの感染事故に対応できる対策がとられている。

病棟部門

全体の環境

- () ベッドサイドの広さは十分確保されている。
- () ナースステーションの広さは配置人員数に比し十分広い。
- () ストレッチャーの搬送に十分な通路の広さがある。
- () 廊下を機器等が占拠しておらず通路が十分確保できている。
- () 検査室、処置室の広さは適当である。
- () 浴室の換気や介助者の服装は適当である。
- () 深夜勤務時間帯における作業空間の温度調節はなされている。
- () 夜間勤務時のベッドサイドなどでの記入や作業に十分な明るさが得られる工夫がある。
- () 床面に、つまずきの原因となる凹凸はない。
- () 床がすべりにくく安定している。

付帯設備等

- () 従業員専用のトイレが設けられている。
- () 更衣室、ロッカーがある。

- () 休憩室はある。
- () 夜勤者用の仮眠設備がある。

作業場の環境

- () 室温の調節は可能である。
- () 室内の場所によって室温が高すぎたり、低すぎたりすることはない。
- () 部屋には規定の大きさ以上の窓がある。
- () 換気は十分おこなわれている。
- () 室内の湿度は適当である。
- () いずれの作業条件下でも照明が不足したり、照明によって不適当な影を生じることはない。
- () 自然採光が可能である。
- () 自然採光が作業の妨げになっていない。
- () 騒音はできる限り避けられている。
- () 機器の振動を直接身体に受けることはない。
- () 部屋の中で異臭を感じることはない。

作業の管理

- () ベッドの高さは看護業務の視点から適正に近くなるよう努力されている。
- () 重量物の取扱いについて作業標準がある。
- () 1人で取り扱う重量物は最大で体重の40%以内（女性は男性の60%）である。
- () 重量物の取扱い時の姿勢はよい。

勤務体制

- () 過重な労働時間帯の配分がない（深夜勤の日数が多すぎる等）。
- () 有給を消化できる（消化実績がある）。

感染事故防止対策

- () 手指消毒設備がある。
- () 紙タオル（乾燥機）が取り付けられている。
- () 使い捨て手袋が使用できる。
- () 危険物や汚物の収容容器が設置されている。
- () 感染物の廃棄システムがある。
- () 針刺しなどの感染事故に対応できる対策がとられている。

放射線部

放射線取り扱い主任者及び作業主任者

- 放射線取り扱い主任者が選任されている。
- 管理区域ごとに X 線作業主任者が選任されている。

全体の環境

- 診察室、処置室の広さは適当である。
- 検査及び治療用装置のベッドサイドの広さは適当である。
- 現像室、操作室の広さは適当である。
- レントゲンフィルム保管室の広さは適当である。
- 温湿度環境は適当である。
- 装置の配置や配線が整理されている。
- 床は滑りやすくなく段差がない。
- 立入り禁止や管理区域などの表示が必要箇所になされている。

付帯設備等

- 従業員専用のトイレが設けられている。
- 更衣室、ロッカーがある。
- 休憩室はある。
- 夜勤者用の仮眠設備がある。

作業場の環境

- 放射線防護用具（プロテクター・保護めがね・防護手袋・ついたてなど）の整備がなされている。
- 空間線量率の測定器具（GM サーベイメータなど）の整備がなされている。
- 汚染防止のための手指等の洗浄設備がある。
- 放射性廃棄物の管理は適当である。

作業管理

- 放射線防護の 3 原則を遵守している。
 1. 時間：放射線に接する時間をできるだけ短くする。
 2. 距離：放射線源からできるだけ離れる。
 3. 遮断：放射線源と人体との間に適切な遮断物を置く。
- 放射線防護用具を適切に使用している。
- 使い捨て手袋を使用できる。
- 非密封放射線物質を取り扱う管理区域の出口のハンドフットクロスモニターを適切に使用し、管理区域外への汚染拡大を防止している。

- () 個人線量測定のための個人モニタ（フィルムバッチ）が適正使用されている。
- () 作業姿勢はよい。
- () 休憩時間等作業時間は管理されている。
- () 患者を移動する際のベッドの高さは適当である。
- () 患者を移動する際の介助人数は適当である。

感染事故防止対策

- () 手指消毒設備がある。
- () 紙タオル（乾燥機）が取り付けられている。
- () 使い捨て手袋が使用できる。
- () 危険物や汚物の収容容器が設置されている。
- () 感染物の廃棄システムがある。
- () 針刺しなどの感染事故に対応できる対策がとられている。

薬剤部

作業組織

- () 作業者は正しく選ばれ必要な訓練を受けている。
- () 医学的に不適性なものが作業につくことがないように検査が行われている。
- () 作業は作業者の性、年齢、その他の資格要件からみて適合したものである。
- () 女性（妊産婦等）の就業制限は守られている。
- () 断続する作業間の連絡は的確に行われている。
- () 事故や欠勤など緊急の要因補充対策が図られている。
- () 特定の時期に過度の負担が集中しないように、作業は計画されている。
- () 個々の作業者が著しく疎隔の状態におかれることはない。
- () 交替勤務についての就業制限が守られている。
- () 交替の一勤務の長さは、いずれの勤務についても過長でない。

全体の環境

- () 必要な動作が十分行える空間がある。
- () 全体のレイアウトがよく、むだな動きが少ない。
- () 作業を行うのに十分な通路の広さがある。
- () 通路に障害物はなく歩きやすい。
- () 他人の通行で作業が妨げられることはない。
- () 移動中に突出物などにぶつかる危険は少ない。
- () 床面に、つまずきの原因となる凹凸はない。
- () 床がすべりにくく安定している。

- () 息抜きに必要な自由動作のための空間がある。
- () コンピュータ作業を行うに十分な空間がある。

付帯設備等

- () 従業員専用のトイレが設けられている。
- () 更衣室、ロッカーがある。
- () 休憩室はある。
- () 夜勤者用の仮眠設備がある。

作業場の環境

- () 室温は作業に見合った快適帯の範囲にある。
- () 作業場の湿度は適当である。
- () いずれの作業条件下でも照明が不足したり、照明によって不適当な影を生じることはない。
- () コンピュータ画面に映りこみはない。
- () 自然採光が作業の妨げになっていない。
- () 作業場の色彩のため作業者が不快になることはない。
- () 作業者をわずらわせる騒音はできる限り避けられている。
- () 作業場内の粉塵はできる限り抑えられている。
- () 機器の振動を直接身体に受けることはない。
- () 部屋の中で異臭を感じることはない。

作業姿勢と動作

- () 定常な作業動作はできるだけ作業姿勢を崩さずに行うことができる。
- () 作業が実際に行われる面の高さは、姿勢と適合しており作業しやすい。
- () 細かい調整を要する作業面の位置は視距離から見て適当である。
- () 作業姿勢は固定することなく、適宜変化させることが可能である。
- () 立位姿勢の長時間保持はない。
- () 前傾姿勢、しゃがみ姿勢は頻繁には見られない。
- () ひねり姿勢は頻繁には見られない。
- () 座位作業の場合、椅子の高さは調節できる。
- () 座位作業の場合、机の高さは調節できる。
- () コンピュータ作業の場合、表示部、キーボード、文書などの配置は適当である。

作業者の身体的、精神的負担

- () 同一作業の反復が頻回すぎて過大負荷となることはない。

- () 過度の重量物の取扱いが人力によることはない。
- () 作業密度が過大なため精神的な圧迫感を起こすことはない。
- () 緊張の持続が過度に要求されることはない。
- () 的確に対処できないほど作業要求が一時に重なることはない。
- () 受診者の視線を直接浴びることで圧迫感を受けることはない。
- () 作業時間の経過とともに作業行動の乱れが起こることはない。
- () 勤務終了後に過度の疲労感が訴えられることはない。
- () 強い疲労の影響が翌日に持ち越されるようなことはない。
- () 作業内容と作業方法に起因する健康障害は認められない。

作業の時間的要素

- () 作業の規制が厳格すぎて、余裕が不足することはない。
- () 作業時間中、必要な自発休憩がとれるように考慮されている。
- () 忙しすぎて、受診者への対応がスムーズにいかないことはない。
- () 作業に追われたり、急がされたりすることはない。
- () 作業で走ることはない。
- () 特定の作業者に負担が偏ることはない。
- () 作業中に背伸びなど補償動作は自由にとれる。
- () 作業手順が複雑すぎることはない。
- () 毎日の労働時間は長すぎない。
- () 食事を含む休憩時間は十分確保されている。

その他の労働衛生対策

- () フードなどの局所排気装置は定期的にその性能を点検している。
- () コンピュータ業務に対する労働衛生上の教育はされている。
- () 一般定期健康診断、特殊健康診断は規則どおり実施されている。
- () 高年齢作業者の安全と健康が特に配慮されている。
- () 必要な救急設備が整っている。
- () 災害発生時の救急体制ならびに必要な技術対策が周知されている。
- () 履物が適当で安定している。
- () 防塵マスク、保護眼鏡等は正しく使用されている。
- () 帽子、手袋、防護服などの個人装備は適切に使用されている。

薬剤、調剤

- () 薬品類は作業の流れからみて適当に配置されている。
- () 薬品類は配置の他、形と大きさ、色などによって区別されやすい。

- () 薬品類には、ラベル等が貼ってあり明確に区別できる。
- () 薬品類は整理整頓がゆきとどいている。
- () 特に危険な薬品類は厳重に保管されている。
- () 調剤作業を行うに十分な作業域が確保されている。
- () 調剤用の道具は、取扱い上適切な形式のものが選ばれている。
- () 無菌操作が必要な場合、その設備は整っている。
- () 廃棄物の処理は安全上厳格に行われている。
- () 薬品の倉庫には十分な広さがあり、管理もゆきとどいている。

情報源

- () 調剤などに必要な情報は過不足なくあたえられている。
- () 情報はその意義が直接明らかなかたちで示されている。
- () 情報は作業位置にあって容易に受け取られる。
- () 作業の誤り、機器の故障は明らかにそれと分かるようになっている。
- () 機器、操作具等の位置関係のため視覚情報が捉えにくくなることはない。
- () 表示器の読み取りに頭部や身体を不当に動かさなくても良い。
- () 作業に必要な会話が騒音によって妨害されることはない。
- () 必要な場合、他の機関から必要な情報を得ることができる。
- () 優先的に与えなければならない情報は、いつでも注意を喚起できる。
- () 情報量から見て、いずれかの感覚器官が過重になることは避けられている。

臨床検査部門

全体の環境

- () 検査を行うのに必要な気積は十分に保たれている。
- () 全体のレイアウトが良く、むだな動きが少ない。
- () ストレッチャーの搬送に十分な通路の広さがある。
- () 通路に障害物はなく歩きやすい。
- () 他人の通行で作業が妨げられることはない。
- () 移動中に突出物などにぶつかる危険は少ない。
- () 床面に、つまずきの原因となる凹凸はない。
- () 床がすべりにくく安定している。
- () 休憩室がある。

付帯設備等

- () 従業員専用のトイレが設けられている。
- () 更衣室、ロッカーがある。

- () 休憩室はある。
- () 夜勤者用の仮眠設備がある。

作業場の環境

- () 室温の調節は可能である。
- () 室内の場所によって室温が高すぎたり、低すぎたりすることはない。
- () 部屋には規定の大きさ以上の窓がある。
- () 換気は十分おこなわれている。
- () 室内の湿度は適当である。
- () いずれの作業条件下でも照明が不足したり、照明によって不適当な影を生じることはない。
- () 自然採光が作業の妨げになっていない。
- () 診察室や処置室の色彩のため作業者が不快になることはない。
- () 部屋の中で異臭を感じることはない。

作業の管理

- () 定常な作業動作はできるだけ作業姿勢を崩さずに行うことができる。
- () 作業が実際に行われる面の高さは、姿勢と適合しており作業しやすい。
- () 細かい調整を要する作業面の位置は視距離から見て適当である。
- () 作業姿勢は固定することなく、適宜変化させることが可能である。
- () 座位作業の場合、椅子の高さは調節できる。
- () 座位作業の場合、机の高さは調節できる。

病院病理の有機溶剤の取扱い

- () 作業主任者がいる
- () 各種の表示をしている。
- () 作業環境測定を行っている。
- () 局所排気装置がある。
- () 防塵マスク、手袋等の防護具を使用している。
- () 特殊健康診断を実施している。

事務部

作業組織

- () 作業者は正しく選ばれ必要な訓練を受けている。
- () 医学的に不適正なものが作業につくことがないよう検査が行われている。

- () 作業は作業者の性、年齢、その他の資格要件からみて適合したものである。
- () 女性（妊産婦等）の就業制限は守られている。
- () 断続する作業間の連絡は的確に行われている。
- () 事故や欠勤など緊急の要因補充対策が図られている。
- () 特定の作業者に過度の負担が集中しないように、作業は計画されている。
- () 特定の時期に過度の負担が集中しないように、作業は計画されている。
- () 個々の作業者が著しく疎隔の状態におかれることはない。
- () 作業者自身に作業の調整の自由が与えられている。

全体の環境

- () 事務所作業に必要な一人当たりの気積は十分に保たれている。
- () 全体のレイアウトが良く、むだな動きが少ない。
- () 作業を行うのに十分な通路の広さがある。
- () 通路に障害物はなく歩きやすい。
- () 他人の通行で作業が妨げられることはない。
- () 移動中に突出物などにぶつかる危険は少ない。
- () 床面に、つまずきの原因となる凹凸はない。
- () 床がすべりにくく安定している。
- () 息抜きに必要な自由動作のための空間がある。
- () コンピュータ作業を行うに十分な空間がある。

付帯設備等

- () 従業員専用のトイレが設けられている。
- () 更衣室、ロッカーがある。
- () 休憩室はある。
- () 夜勤者用の仮眠設備がある。

作業場の環境

- () 室温の調節は可能である。
- () 室内の場所によって室温が高すぎたり、低すぎたりすることはない。
- () 部屋には規定の大きさ以上の窓がある。
- () 換気は十分おこなわれている。
- () 室内の湿度は適当である。
- () いずれの作業条件下でも照明が不足したり、照明によって不適当な影を生じることはない。
- () 自然採光が作業の妨げになっていない。

- () 作業場の色彩のため作業者が不快になることはない。
- () 部屋の中で異臭を感じることはない。
- () 作業者をわずらわせる騒音はできる限り避けられている。
- () 振動を直接身体にうけることはない。

作業姿勢と動作

- () 定常な作業動作はできるだけ作業姿勢を崩さずに行うことができる。
- () 作業が実際に行われる面の高さは、姿勢と適合しており作業しやすい。
- () 細かい調整を要する作業面の位置は視距離から見て適当である。
- () 作業姿勢は固定することなく、適宜変化させることが可能である。
- () 座位作業の場合、椅子の高さは調節できる。
- () 座位作業の場合、机の高さは調節できる。
- () コンピュータ作業の場合、表示部、キーボード、文書などの配置は適当である。
- () 必要な場合、足のせ台、書見台がある。
- () カウンターの幅及び奥行きは適当である。

作業者の身体的、精神的負担

- () 同一作業の反復が頻回すぎて過大負荷となることはない。
- () 過度の重量物の取扱いが人力によることはない。
- () 作業密度が過大なため精神的な圧迫感を起こすことはない。
- () 緊張の持続が過度に要求されることはない。
- () 的確に対処できないほど作業要求が一時に重なることはない。
- () 受診者の視線を直接浴びることで圧迫感を受けることはない。
- () 作業時間の経過とともに作業行動の乱れが起こることはない。
- () 勤務終了後に過度の疲労感が訴えられることはない。
- () 強い疲労の影響が翌日に持ち越されるようなことはない。
- () 作業内容と作業方法に起因する健康障害は認められない。

作業の時間的要素

- () 一日の VDT 作業時間の上限が定められている。
- () 一連続の VDT 作業時間の上限が定められている。
- () 休憩時間、作業休止時間が定められている。
- () 作業時間中、必要な自発休憩がとれるように考慮されている。
- () 忙しすぎて、受診者への対応がスムーズにいかないことはない。
- () 作業に追われたり、急がされたりすることはない。
- () 作業で走ることはない。

- () 作業手順が複雑すぎることはない。
- () 毎日の労働時間は長すぎない。
- () 食事を含む休憩時間は十分確保されている。

その他の労働衛生対策

- () 安全衛生組織がある。
- () コンピュータ業務に対する労働衛生上の教育はされている。
- () 一般定期健康診断、特殊健康診断は規則どおり実施されている。
- () 高年齢作業者の安全と健康が特に配慮されている。
- () 必要な救急設備が整っている。
- () 災害発生時の救急体制ならびに必要な技術対策が周知されている。
- () 履物が適当で安定している。
- () 給水、排水設備およびトイレは適切に設けられている。
- () 休憩、休養施設および更衣室などが適切に設けられている。
- () 日常的な清掃、ねずみ・昆虫の防除、廃棄物の管理は適切に行われている。

VDT 機器およびカルテ等

- () 画面の表示は見やすい。
- () コンピュータ画面に映り込みはない。
- () コンピュータ画面の傾斜、高さ、方向は適切である。
- () キーボードは使いやすい。
- () プリンターなど周辺機器は使いやすい。
- () 使用中のコンピュータソフトは使いやすい。
- () カルテの表示は分かりやすい。
- () カルテやフィルムの整理、整頓はきちんとできている。
- () カルテやフィルムで手を傷つけないような工夫がされている。
- () カルテやフィルムの保管庫には十分の広さがあり、管理がゆきとどいている。

情報源

- () 各種事務作業に必要な情報は過不足なくあたえられている。
- () 情報はその意義が直接明らかなかたちで示されている。
- () 情報（カルテ等を含む）は作業位置にあって容易に受け取られる。
- () 作業の誤り、機器の故障は明らかにそれとわかるようになっている。
- () 機器等の位置関係のため視覚情報が捉えにくくなることはない。
- () 表示器の読み取りに頭部や身体を不当に動かさなくても良い。
- () 作業に必要な会話が騒音によって妨害されることはない。

- () 必要な場合、他の機関から必要なあ情報を得ることができる。
- () 優先的に与えなければならない情報は、いつでも注意を喚起できる。
- () 受診者との会話はスムーズに行える。

栄養部（病院給食）

安全衛生担当者及び作業主任者

- () 安全衛生担当者が指名されている。
- () 作業主任者が選任されている・
ボイラー、加熱乾燥、はい付け又ははいくずし、圧力容器、汚水槽

全体の環境

- () 食堂、炊事場の広さは適当である。
食堂は1 m²/人、厨房は食数及びメニュー数に依存する。
- () 炊事場内の配置は流れ作業を衛生的に進めるに適当である。
- () 各種の台等は身長を考慮にいたした高さとなっている。
- () 食堂及び炊事場の明るさは十分である。
500 ルクス程度は確保したい。
- () 人工換気の場合、換気扇の位置、数、性能は十分である。
- () 温湿度環境は適当である。
- () 夏の直射日光を遮る設備がある。
- () 設備の配置、配管は清掃しやすいよう配慮されている。
- () 厨房の床は、清掃しやすく滑りにくい材質が選ばれている。
- () 炊事場周囲の排水はよい。
- () 立ち入り禁止等の表示が必要箇所になされている。

付帯設備等

- () 厨房従業員専用のトイレが設けられている。
- () トイレ専用の履物はある。
厨房内の履物とトイレ用のものの使用区別がされている。
- () 更衣室、更衣用のロッカーは設けられている。
- () 扉のある清掃用具収納スペースもしくは収納用ロッカーはある。
- () 厨房従業員の休憩室（小型店舗では事務室兼用可）は設けられている。
厨房内喫煙の完全禁止が可能でなければならない。
- () 従業員用手洗いは混合水栓となっている。
- () 救急箱等の整備がなされている。
- () 手袋等の保護具の整備がなされている。

機器設備等

- () 手指消毒用具が手洗い場に取り付けてある。
- () 紙タオル（乾燥機）などに取り付けてある。
- () 食器、食品材料の消毒設備はある。
- () 給湯設備が完備されている。
- () 給湯配管の被覆の破損、ガス管の損傷はない。
- () 食器洗浄槽は3槽となっている。またその深さは適当である。
スペース及び食数上2槽でも許容する場合もある。深さは作業者の負担の程度及び腰痛の発生を生む重要な因子となる。
- () 熱源（こんろ）の数は充分である。
- () フードカッター等の刃部に安全装置がある。
- () 遠心機械等にはふたがある。
- () コンベアーには非常停止装置がある。
- () 簡易リフト等にはドアスイッチ等の安全装置がある。
- () 電気機械等には漏電対策がなされている。
- () 蚊、はえ、油虫、ねずみ等の害を防ぐための措置は適切である。
出入口、窓の網戸の完備している。
- () 食器洗浄器がある場合、十分な性能を保っている。
洗浄機の性能については常にチェックが必要である。
- () 各機械には定期点検がなされている。
かくはん機、裁断機・皮むき機、炊飯器・釜、揚げ物機・焼き物機、洗浄機
消毒機、遠心機械、ボイラー・瞬間湯沸かし器、簡易リフト等、コンベアー
照明器具・換気装置等

冷蔵庫

- () 電気冷蔵庫は設けられている。
- () 電気冷蔵庫は給食数に応じた十分な容積をもっている。
- () 冷蔵庫、冷凍庫の温度計は設置されている。故障していない。
- () 内部から非常用の連絡手段がある。
- () 定期点検がなされている。

作業の管理

- () 作業姿勢は良い。
運搬、反復作業
- () 休憩時間等作業時間は良く管理されえている。

連続作業時間、小休止、交代作業

() 作業標準が作成されている。

燃焼装置、重量物取扱い、ワゴン等による運搬、裁断、かくはん等、冷凍室
高温物取扱い、コンベヤー使用、簡易リフト等の使用、洗浄作業、遠心機械
保管収納、清掃

○医療機関の安全衛生に関する図書など

図書名	備考	出版社	発行年
医療機関での産業保健の手引き		篠原出版新社	平成 18 年
個人情報の保護と活用の手引き	医療機関版	法研	2005
個人情報の保護と活用の手引き	産業保健版、働く人の健康情報活用法	法研	平成 19 年
医療機関における個人情報の保護		日本医師会	平成 17 年
医療機関のための個人情報保護法対応マニュアル		日経メディカル	2005
医療・介護、個人情報保護法		金芳堂	2006
医療者向けコミュニケーション法、メディカル・サポート・コーチング入門	DVD あり(チーム医療)	日本医療情報センター	2003
現状における認定基準・対策と労災認定事例・民事裁判例	医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策のポイント、CD-ROM あり	労災保険情報センター	平成 17 年
ストレス解消ハンドブック	お医者さんに効く！職場でできる簡単ストレスマネジメント、	じほう	平成 16 年
オウンメンタルヘルス	医療スタッフのためのストレスマネジメント	中山書店	2005
産業医活動をする人のために	産業保健からみた業種の特徴(医療機関)	産業医学振興財団	平成 17 年

病院・社会福祉施設の労働条件管理		労働調査会	平成 18 年
介護現場の腰痛ゼロマニュアル	環境・介護法からケアを変える	雲母書房	2005
刷新してほしい患者移動の技術	患者・看護師・医療者を身体損傷あ医療事故から守るために	日本看護協会出版会	2003
移動・移乗の知識と技術	援助者の腰痛予防と患者の活動の向上を目指して	中央法規	2005
動作介助マニュアル	もっと！らくらく寝返りからトランスファーまで(DVD あり)	医学書院	2005
医師あたま	患者と医師のすれ違い、異文化コミュニケーション	医学書院	2007
医療の質マネジメントシステム	医療機関における ISO9001 の活用	日本規格協会	2003
医療安全への終わりなき挑戦	武蔵野赤十字病院の取り組み	エルゼビア・ジャパン	2005
50 の医療事故・判例の教訓	日常診療の落とし穴	日経 BP 社	2004
医療のための安全学入門	事例で学ぶヒューマンファクター	丸善	平成 17 年
医療におけるヒューマンエラー	なぜ間違える、どう防ぐ	医学書院	2004
医療廃棄物の適正処理マニュアルー感染性廃棄物を中心にー		臨床病理レビュー、特集第 133 号	2005
医療危機管理		メディカル・サイエンス・インターナショナル	2001
医療ガス保安管理ハンドブック		ぎょうせい	平成 5 年
医療ガスと危機管理	日常診療に役立つ	真興交易	2002
医療リスクマネジメントに向けて	医学のあゆみ別冊	医歯薬出版	2003
医療現場のリスクマネジメント入門		同友館	2002
病院 TQC 導入と推進		産業労働調査所	昭和 60 年

病院5S の進め方	5S で医療ミス・医療事故をなくす	日本ブランドメンテナンス協会	2005
暴力事故防止ケア	患者・看護者の安全を守るために	精神看護出版	2005
医療職のための包括的暴力防止プログラム	DVD あり	医学書院	2005